

投稿

知的財産から見た信州の伝統野菜

INPIT 長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

INPIT 長野県知財総合支援窓口では、県の産業振興施策と連動して支援を行っており、本稿では信州の伝統野菜を紹介します。

なお、信州の伝統野菜とは；

「2007年に開始された長野県が実施する「信州伝統野菜認定制度」によって認定された野菜の品目です。選定基準として

【来歴】 地域の気候風土に生まれ、昭和30年代以前から栽培されている品種であること。

【食文化】 当該品種に関する信州の食文化を支える行事食・郷土食が伝承されていること。

【品種特製】 当該野菜固有の品種特製が明確になっていること。

の条件を満たす物のうち、認定委員会で選定された物が「信州の伝統野菜」を名乗ることができます。」（長野県ホームページより引用）

そして、伝統野菜の制度には、以下の効果があると思われます。

- ・地域の味覚や食文化の保存や継承に役立つ。
- ・一般に知られていない伝統野菜の魅力を広く知っていただくことができる。
- ・このことは、農業生産や販売上も有利になり、地域経済の活性化に結び付く。

2. 信州の伝統野菜の登録状況

現在多くの地域から79種が選定され、登録されています。（【表1】）

【表1】登録された信州の伝統野菜

地域	作物名	認定した野菜	栽培地
佐久	ピーマン	そら南蛮	小諸市
		ひしの南蛮	小諸市
	きゅうり	佐久古太きゅうり	佐久市
上田	だいこん	山口大根	上田市
諏訪	かぼちゃ	糸萱かぼちゃ	茅野市
	大根	上野大根	諏訪市
上伊那	漬け菜	羽広菜	伊那市
	とうがらし	高遠てんとうなんばん	伊那市高遠町
	とうがらし	芝平なんばん	伊那市高遠町
南信州	漬け菜	飯田かぶ菜（源助蕪菜）	豊丘村
	漬け菜	源助蕪菜（飯田蕪菜）	泰阜村
	ねぎ	千代ネギ	飯田市
	とうがらし	大鹿とうがらし	大鹿村



	にんにく	下條にんにく	下條村
	にんにく	赤石紅にんにく	喬木村
	なす	鈴ヶ沢なす	阿南町
	なす	ていざなす	天龍村
	きゅうり	鈴ヶ沢うり	阿南町
	きゅうり	清内路きゅうり	阿智村
	かぼちゃ	清内路かぼちゃ	阿智村
	じゃがいも	下栗芋（下栗二度芋）	飯田市上村
	じゃがいも	清内路黄いも	阿智村
	だいこん	親田辛味大根	下栗
	かぶ	赤根大根（清内路かぶ）	阿智村
木曾	かぶ	王滝蕪	王滝村
	かぶ	開田蕪	木曾開田高原
	かぶ	細島蕪	木祖村
	かぶ	三岳黒瀬蕪	木曾町三岳
	かぶ	吉野蕪	上松町荻原他
	さといも	あかたつ（唐芋）	南木曾町
松本	漬け菜	稻核菜	松本市安曇
	ねぎ	松本一本ねぎ	松本市他
	ねぎ	松本一本ねぎ	松本市他
	きゅうり	羽淵キウリ	塩尻市 川他
	きゅうり	番所きゅうり	松本市安曇
	いんげん	穂高いんげん	安曇野市穂高
	だいこん	牧大根	安曇野市穂高
	だいこん	牧大根	安曇野市穂高
	かぶ	保平蕪	松本市奈川
北アルプス	ゆうがお	内鎌ゆうがお	池田町
長野	ねぎ	松代一本ねぎ	長野市松代町他
	ピーマン・とうがらし	ぼたごしょう	信濃町
	なす	小布施丸なす	小布施町
	きゅうり	八町きゅうり	須坂市
	うり	沼目越瓜	須坂市
	とうもろこし	黒姫もちもろこし	信濃町
	だいこん	戸隠大根	長野市戸隠他
	だいこん	ねずみ大根	坂城町他
	だいこん	灰原辛味大根	長野市信更町
	ごぼう	村山早生牛蒡	須坂市
北信	漬け菜	野沢菜	野沢温泉村



	ピーマン・とうがらし	ぼたんこしょう	中野市豊田
	ピーマン・とうがらし	ししこしょう	栄村
	だいこん	前坂大根	山ノ内町
	ごぼう	常盤牛蒡	飯山市
	さといも	坂井芋	飯山市

次に、上記信州の伝統野菜の中で、商標登録を保有するもの6種類とその商標の内容を【表2】に記載します。6種類のうち、4種類は図形として登録されています。図形商標は、文字としては一般名称化していたり、地名と野菜の種類の組合せであって商標登録要件を満たさなかった場合に多く使用されます。文字で認められなかった例として、「親田辛味大根」、「下栗の里」、「ぼたごしょう」、「ぼたんこしょう」、「坂井芋」があります。一方、「ていざなす」、「あかたつ」は登録されていますが、これは（一般に広く知られていないため）品質・出所表示ではないと判断されたものと思われます。

なお、広く知られている場合には「地域団体商標」として商標登録を行う方法が残されています。次項でその内容と状況を説明します。

【表2】 特産品の商標登録

	作物名	認定した野菜	栽培地	登録商標		
1	大根	上野大根	諏訪市		上野部落農業協同組合 29, 31 類 5518578 号 2012.8 登録	
2	漬け菜	源助蕪菜 (飯田蕪菜)	泰阜村		泰阜村商工会 29 類 (漬物) 4807105 号 2004.10 登録	
3	なす	ていざなす	天龍村	ていざなす	(有)天龍農林業公社 16 類 5200179 号 2009.1 登録	ていざなす 個人 31, 32 類 5807037 号 2015.11 登録
4	だいこん	親田辛味大根	下條村		個人 (3 名) 31 類 5290857 号 2009.12 登録	
5	さといも	あかたつ	南木曾町	あかたつ	南木曾町 29 類	

				5010353号 2006.12登録	
6	ねぎ	松本一本 ねぎ	松本市 	松本市農業協同 組合 第31類 5568216号 2013.3登録	 民間企業 第16,30類 5941306号 2017.4登録

3. 地域団体商標について

(1) 地域団体商標とは

通常の商標では「地域名＋商品名（サービス名）」の組合せからなる文字の商標は、全国的に認識できる程度に周知（有名）になっていなければ登録されません。しかし、地域経済の活性化を目的に、一定の条件に該当する場合に登録要件を緩和したものが地域団体商標であり、長野県では10件が登録されています。以下にその登録要件を記します。この制度を活用して商標登録を行うことも一方法です。

【表3】 地域団体商標の概要と、登録要件

概要	地域名称ブランドの名称を商標権として登録し、その名称を独占的に使用することができる。
保護対象	「地域名」＋「商品（サービス）名」の文字
登録主体	農協等の事業協同組合、商工会・商工会議所、NPO法人等
主な登録要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名称と商品・サービスが関連性を有すること。（産地名等） ・商標が需要者の間に広く知られていること。 ・一般の商標登録要件を満たしていること。
使用方法	・地域団体商標マークと共に使用（推奨）
品質管理等	商標権者の自主管理

4. まとめ

商品の知名度向上を目指したり、品質保証機能を有する名称として使用する場合には、商標権としてできる限り登録しておくことが望ましいとされています。インターネットの普及等により周知化が行われ、商標登録可能性が弱まっている中で、信州の伝統野菜においても、早期に商標登録可能性を検討し、可能ならば出願手続き等を行うことを推奨致します。このことは、伝統野菜の登録と相まって、信州の農業界の発展に繋がる可能性を高めます。

そして、地域団体商標の登録の可能性もあるため、併せて検討することをお勧め致します。INPIT 長野県知財総合支援窓口では、これらの調査・検討・手続きの支援も行っていますので、ご利用ください。

以上

(原稿作成2021年1月)